

健康保険第三者行為による傷病届書記入上の注意

1. 労災(業務上や通勤途上での事故)に該当する場合は健康保険での給付は受けられません。
健康保険証を使用された時は、速やかに当健康保険組合にご連絡いただき、労働基準監督署にご相談下さい。
2. あなたの過失が大きい場合は【加害者】を「相手方」と読み替えてご記入下さい。
3. 加害者不明の場合は記入できる範囲で、また添付書類についても添付できる範囲でかまいません。
4. 念書についても必ず署名捺印して下さい。

添付書類について

1. 交通事故証明書

自動車安全運転センターで発行されます。最寄の警察署、派出所でも、「交通事故証明書交付申請書」の用紙が備えられておりますので、お問い合わせ下さい。

2. 事故発生状況報告書

事故の状況を詳しく記入して下さい。なお報告者の方の署名捺印もれないようにお願いいたします。

3. 誓約書(加害者)

相手方に記入捺印していただけて下さい。

相手方の保険会社による記載捺印でも結構です。

被保険者側の過失が大きい、係争中または相手が過失を認めない等の事由で書いてもらえない場合はその旨を用紙余白に記入し署名捺印して下さい。

4. 示談書の写し

示談がすでに成立している場合は、必ず添付して下さい。

5. 負傷原因報告書

すでに提出済みの場合は添付不要です。

負傷された方が被保険者御本人の場合は事業所の記載事項の欄に記入押印が必要です。